平成２８年（フ）第１７３６号
東京都練馬区東大泉５丁目41―19―503
債務者　山本麻紀子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３８号
東京都町田市森野３丁目19―17―303
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７４２号
東京都大田区中央７丁目４－８　めぐみ荘203
債務者　北野　純子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７４９号
東京都練馬区西大泉５丁目32―12　アイフィールド大泉Ａ棟306
債務者　太田　行雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５０号
東京都足立区大谷田１丁目１－３－1208
債務者　坂本　龍雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５１号
東京都足立区大谷田１丁目１－３－1208
債務者　坂本　茂子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１号
愛知県安城市二本木新町１丁目14番地２　ポプラハイツ102
債務者　石橋　　愛
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
愛知県岡崎市葵町15番地６　ロータスアオイ307、前住所愛知県岡崎市葵町10番地８　メゾンアムール302
債務者　飛田かすみ
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２４号
名古屋市南区豊田３丁目４番15号
破産者　ロイヤル工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０号
群馬県前橋市山王町１丁目10番地12
破産者　有限会社本多設備
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７７号
岐阜県加茂郡富加町大平賀1270番地、開始決定時の住所岐阜県関市志津野2488番地
破産者　小澤　孝導
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１３１号
岐阜県関市豊岡町４丁目５番７号
破産者　マルケイプラスチック工業所こと　可児　　学
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５１号
愛知県半田市中町３丁目14番地
破産者　株式会社杉治商会
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３７６号
北九州市八幡西区南王子町９番２号
破産者　奥平　伸吾
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年４月22日午前11時
平成28年３月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８５３号
大阪府高石市東羽衣１丁目９番１―504号
破産者　髙川　雄宏
1　破産債権の届出期間　平成28年４月17日まで
2　一般調査期日　平成28年５月30日午前10時30分
平成28年３月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１４号
最後の住所　仙台市太白区袋原４丁目１番８号　シェアホームのどか苑Ⅱ、従前の住所仙台市太白区中田町字東54番地の12　シルバーホームのどか苑
破産者　亡渡邊和郎相続財産
1　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
2　一般調査期日　平成28年５月27日午前10時30分
平成28年３月17日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８６７号
さいたま市北区宮原町４丁目59番地５
破産者　小島　　徹
1　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
2　一般調査期日　平成28年５月23日午前11時15分
平成28年３月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係